

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年6月まで

時期は定かでないがA市B町に転居する前に、過去の未納分を納付できる話を社会保険事務所(当時)で聞き、申立期間の国民年金保険料を納付した。手持ちのお金では足りなかったため、C組合D支店で預金を引き出し、社会保険事務所(当時)の窓口で、一括で支払った。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った後、過去の未納分を納付できる話を社会保険事務所(当時)で聞き、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べており、昭和53年9月に申立期間直後の51年7月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付した記録が認められることから、この時期に納付の案内があったものと推察できる。

また、申立人が過年度納付した昭和53年9月は、第3回目の特例納付の実施期間中(昭和53年7月から55年6月まで実施)であり、申立人は、納付できる旨の案内も納付した場所も社会保険事務所(当時)と主張していることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人は、社会保険事務所(当時)が近くにあったことから、納付した時期は、A市B町に転居する前であったと主張しており、申立人の戸籍の附票及び年金手帳から、昭和54年1月に同市E町から同市B町に転居していることが確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。

加えて、申立期間の保険料の納付に必要な金額は10万8,000円となるが、申立人は、手持ちのお金では納付できなかったため、C組合D支店で預金を引き出したとしており、その金額を準備した方法についての申立人の主張は具体的であり、申立人の当時の生活状況から、当該保険料を納付できる資力があったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年2月まで
昭和44年1月に任意加入して、52年6月まで国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料領収書を持っている。喪失手続したことも保険料の還付を受けたことも無い。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和44年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間については未加入期間とされているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料領収書を所持している上、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間は引き続き被保険者となっており、申立期間に係る資格喪失の記載が無い。

さらに、申立人は、「喪失手続をしたことも保険料の還付を受けたことも無い」と述べており、申立人の住所や生活状況に変更は無いことから、任意加入者である申立人が5か月の短期間に資格喪失及び資格取得する理由は見当たらず、申立人は、申立期間について、引き続き国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工事所における資格取得日に係る記録を昭和45年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月16日から46年1月5日まで

私の厚生年金保険加入期間記録は昭和45年12月16日から46年1月5日まで欠落しているが、45年12月16日付けでA社D工事所から同社C工事所に転勤しただけで、退職したわけではない。厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録カードには、「入社日昭和42年4月1日、退職日平成14年11月30日」の記載があり、雇用保険の記録と一致しているほか、E組合が、「昭和42年4月1日から平成14年12月1日までの間は、被保険者資格は喪失しておりません」と回答していることから判断すると、申立人は、A社C工事所に継続して勤務し（昭和45年12月16日にA社D工事所から同社C工事所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の当該厚生年金保険料を納付したかは不明」と回答しているが、事業主は資格取得日の記載の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和45年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月30日から同年4月1日まで

A社の加入期間が21か月となっているが、私が所持している給与明細書では、厚生年金保険料が22回控除されている。また、平成3年4月1日から勤務する次の職場も決まっていて、同年3月中は同社で勤務していたので、同年3月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び賃金台帳において、申立期間に係る平成3年3月分の厚生年金保険料が控除されており、A社が保管していた申立人の退職願には、「平成3年3月31日をもって退職」と記載されていること、同年3月30日（土曜日）及び31日（日曜日）は同社の休日であったと考えられること、及び同社の担当者は、「当時の担当者は死亡しているので事情は分からないが、平成3年3月31日まで当社の従業員であったと考えられる」と証言していることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳で確認できる控除保険料額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、現在の給与事務は源泉控除すべき保険料と納入告知書を照合し、納入漏れの無いように事務処理を行っており、当時も同じように行っていたと思われるので納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記

録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月22日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月21日から同年4月1日まで

平成2年3月21日からA社に勤務しているのに、同年4月1日から厚生年金保険被保険者期間となっていることに納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、平成2年3月22日からA社に正社員として継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年3月21日については、雇用保険の資格取得日が同年3月22日となっており、このほか、申立人が同日から当該事業所において勤務していた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、平成2年3月の標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書における保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された意見書において、「当時の事務担当者が誤った手続をしてしまったことが原因と推測され、年金記録としては誤ったものとなっておりますので、弊社といたしましても、年金記録の訂正を願い出るものです」と回答していることから、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を33万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成18年6月15日
③ 平成19年6月15日

平成17年6月、18年6月及び19年6月賞与の年金保険料が賞与から控除されていることが賞与明細書からも明らかなのに、記録に反映されていない。賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA会における厚生年金保険標準賞与額記録については、オンライン記録において、平成21年9月16日付け訂正処理により、17年6月15日支給分、18年6月15日支給分及び19年6月15日支給分が33万8,000円と記録されているが、これらの申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、すべての申立期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人が主張する標準賞与額(33万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月15日

平成15年6月賞与の年金保険料が賞与から控除されていることが賞与明細書からも明らかなのに、記録に反映されていない。賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA会における厚生年金保険標準賞与額記録については、オンライン記録において、平成21年9月16日付け訂正処理により、15年6月15日支給分が44万1,000円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、申立期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人が主張する標準賞与額(44万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を49万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月15日

平成15年6月賞与の年金保険料が賞与から控除されていることが賞与明細書からも明らかなのに、記録に反映されていない。賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA会における厚生年金保険標準賞与額記録については、オンライン記録において、平成21年9月16日付け訂正処理により、15年6月15日支給分が49万1,000円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、申立期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人が主張する標準賞与額（49万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間の標準賞与額を、申立期間①については9万1,000円、申立期間②及び③については30万7,000円、申立期間④については32万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成18年6月15日
④ 平成19年6月15日

平成15年6月、17年6月、18年6月及び19年6月賞与の年金保険料が賞与から控除されていることが賞与明細書からも明らかなのに、記録に反映されていない。賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA会における厚生年金保険標準賞与額記録については、オンライン記録において、平成21年9月16日付け訂正処理により、15年6月15日支給分が9万1,000円、17年6月15日支給分及び18年6月15日支給分が30万7,000円、19年6月15日支給分が32万4,000円と記録されているが、これらの申立期間について、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、申立期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①については9万1,000円、申立期間②及び③については30万7,000円、申立期間④については32万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間の標準賞与額を、申立期間①については30万7,000円、申立期間②及び③については31万5,000円、申立期間④については33万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成18年6月15日
④ 平成19年6月15日

平成15年6月、17年6月、18年6月及び19年6月賞与の年金保険料が賞与から控除されていることが賞与明細書からも明らかなのに、記録に反映されていない。賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA会における厚生年金保険標準賞与額記録については、オンライン記録において、平成21年9月16日付け訂正処理により、15年6月15日支給分が30万7,000円、17年6月15日支給分及び18年6月15日支給分が31万5,000円、19年6月15日支給分が33万1,000円と記録されているが、これらの申立期間について、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、申立期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①については30万7,000円、申立期間②及び③については31万5,000円、申立期間④については33万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間の標準賞与額を申立期間①については9万円、申立期間②及び③については30万7,000円、申立期間④については32万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成18年6月15日
④ 平成19年6月15日

平成15年6月、17年6月、18年6月及び19年6月賞与の年金保険料が賞与から控除されていることが賞与明細書からも明らかなのに、記録に反映されていない。賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA会における厚生年金保険標準賞与額記録については、オンライン記録において、平成21年9月16日付け訂正処理により、15年6月15日支給分が9万円、17年6月15日支給分及び18年6月15日支給分が30万7,000円、19年6月15日支給分が32万4,000円と記録されているが、これらの申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、申立期間に支給された賞与に係る明細書により、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①については9万円、申立期間②及び③については30万7,000円、申立期間④については32万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

岐阜国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から44年5月まで
国民年金の加入時期や保険料納付については、父親がすべて行っていた。両親はきちんと納税もしており、私の国民年金保険料も納付していたはずである。未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳を所持していたかどうか記憶に無いとしているなど、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで
② 昭和 39 年 1 月 22 日から同年 10 月 14 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 14 日から 40 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

A社は朝が早く、寒く辛いので退社した。当時、脱退手当金という制度があることを知らなかったので、申込みもしていないし、受け取ってもいない。脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年8月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 10 日から 59 年 4 月 1 日まで
昭和 54 年 1 月ごろにA社に入社して、3、4年間ダンプの運転手をして
いたが、土木資材の運搬後に建設資材を乗せるために車両系建設機械の運転
が必要となり、57年に技能講習を受講して修了証をもらい、建設重機のオ
ペレーターになった。厚生年金保険が59年4月1日に加入になっているの
は誤りであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が新たに厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和55年1月10日）
から厚生年金保険被保険者資格のある同僚が、「申立人は、自分より先にA社
に入社していた」旨証言しており、昭和57年11月にB協会C支部が主催する
車両系建設機械運転の技能講習に、申立人は当該事業所の従業員として受講し
ていることが確認できることから、当該事業所において申立期間に継続して勤
務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が届出を提出し、社会保険事務所（当時）が受理、確認
した健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認書では、申立人の資格取得
日が昭和59年4月1日と記載され、当該事業所において、申立人に新たに払
い出された年金手帳の払出簿の記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日
が同年4月1日となっている。

また、事業主は、「申立人が給与からの社会保険料控除を嫌っていたため、
社会保険に加入させていなかったが、昭和59年4月1日に加入に至ったのは、
社会保険事務所の指導を受けて、社会保険に加入しないのなら会社を退職して
もらいたいと話し、強制的に加入させたのではなかったか」と回答している上、
関与社会保険労務士は、「事業主は、『社会保険の加入を拒んでいた従業員がほ
かにも2、3人いて、彼らに強制加入の話をしたところ、会社を辞めていった
者もいた』と話していた」と証言しているところ、当該事業所における申立人
に係る雇用保険被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間とが一致している。

さらに、事業主は、「申立人に係る人事記録及び賃金台帳等は30年近く前の

ため既に処分済み」と回答しているために周辺事情を聴取できない上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 36 年 12 月 29 日まで
A社が厚生年金保険に加入していたことを知らなかったし、同社から厚生年金保険被保険者証は受け取っておらず、脱退手当金を請求した覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したとする「脱」の表示がされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間等があったにもかかわらず、昭和 49 年 2 月ごろまで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難く、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 26 日から 43 年 2 月 1 日まで
A社に昭和 37 年ころから平成 9 年 12 月まで勤務した。入社当時は住み込みで、昭和 42 年 6 月ころアパートを借り通勤したが途中辞めることなく勤務した。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、事業主及び複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、当該事業所（昭和 63 年 4 月 1 日に、B社に名称変更）は平成 9 年 12 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、当該事業所の元事業主から提出された申立人に係る「昭和 43 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」（写し）によれば、昭和 43 年 1 月の総支給金額及び社会保険料の控除額は空欄である。

また、当該事業所に係る整理番号*の被保険者原票により、申立人は昭和 39 年 6 月 26 日に被保険者資格を喪失していること、及び健康保険被保険者証を返納していることをうかがわせる「証返」のゴム印が押されていること、整理番号*の同原票から 43 年 2 月 1 日に再度、資格取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録の「職歴審査照会回答票」から、申立期間において健康保険整理番号にも欠番が無い上、申立人のほか、複数の同僚についても、申立人と同様に被保険者期間に空白がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から24年1月1日まで

昭和21年4月から、20キロメートル先の駅まで自転車で行き、列車に乗り継ぎ、A市にあったB社C出張所に27年10月まで勤務した。通勤だけで一仕事であったが、帳簿の整理、管内の公共職業安定所との従業員採用の打合せ、この地域出身の従業員の家庭訪問、同社D工場や同社E本社への出張などの業務を担当していた。業務多忙と長距離通勤で体力的にも弱っていたときに教員採用試験があり合格したので退職を申し出た。F郡G村立H小中学校からI県教育委員会あての勤務記録カード記載事項変更届の写しに、「昭和21年4月1日B社J部C出張所勤務」と記載があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C出張所に勤務していた上司及び同僚は、すべて死亡、高齢又は消息不明のため勤務について証言を得ることはできなかったが、申立人が所持していた「昭和21年4月1日B社J部C出張所勤務」と記載された勤務記録カード記載事項変更届の写しは、昭和39年10月にI県教育委員会に提出するために申立人が書いたもので信ぴょう性は高く、申立期間に申立人が同社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年1月1日であり、同日に同社本社から異動した5名と共に申立人も厚生年金保険被保険者資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

また、B社に照会をしたところ、担当者は、「C出張所が厚生年金保険の適用事業所になる前に本社採用であった従業員は、本社籍になる。本社では本社在籍のすべての厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えを保管しており、申立期間について調査したところ、申立人に関する厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えは無かった。また、当時の事情を知っている社員からは、現地採用者は現地事務所が厚生年金保険の適用を受けるまでは厚

生年金保険に加入していなかった可能性がある」と証言している。

さらに、申立期間当時のB社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の氏名を確認することはできないが、同社本社から同社C出張所に異動した5名の同社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和24年1月1日であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から 55 年 1 月 31 日まで

私は、申立期間、A事務所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が雇用保険被保険者期間について、申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないところ、申立事業所の事業主は既に死亡しているが、その妻は、「当時もその後も厚生年金保険は適用していなかった。給与から厚生年金保険料は控除していなかった」と証言している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。